

令和7年度
高松市市営住宅使用料等収納業務
プロポーザル実施要領

令和7年6月
高松市都市整備局住宅建築部市営住宅課

1 業務の目的

高松市（以下「委託者」という。）の市営住宅を退去した者の住宅使用料、駐車場使用料、督促手数料、損害賠償金及び不当利得による返還金（以下「滞納住宅使用料等」という。）のうち、回収不能に陥っている債権を対象として、専門的な知識及びノウハウを持つ事業者へ回収業務を委託することにより、効率的な債権回収を行うとともに、本市の滞納住宅使用料等の収納率の向上を図り、市民に対する公平性を確保することを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

高松市市営住宅使用料等収納業務（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別紙「高松市市営住宅使用料等収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、委託者と受託者の双方が合意した場合には、契約締結日から3年間を限度に更新することができる。

（4）委託料

本業務により受託者が回収した金額に成功報酬率（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じた得た金額（1円未満切り捨て）とする。

成功報酬率は提案によるものとし、上限を30%とする。

なお、令和8年3月31日までの本業務に係る委託料の上限額は次のとおりとする。

854,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

（1）弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士若しくは、同法第30条の2に規定する弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「特別措置法」という。）第3条の規定により法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書による集金代行業務について法務大臣から兼業承認を得ている債権回収事業者であること。

（2）弁護士法第57条第1項又は第2項に規定する懲戒を現に受けていないこと（戒告処分及び不服申立、訴訟等により処分の効果が確定していないものを除く。）。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（4）破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法付則第3条に規定する申立てを含む。）がなされていないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと。

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされて

いないこと。

- (7) 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号。以下「措置要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (8) プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

4 委託業者選定までのスケジュール

- (1) 参加表明書等の配布期間
令和7年6月13日（金）から6月30日（月）午後5時まで
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和7年6月30日（月）午後5時まで
- (3) 提案公募に関する質問期限
令和7年6月30日（月）午後5時まで
- (4) 提案書等の提出期限
令和7年7月14日（月）午後5時まで
- (5) 選考結果の通知
令和7年7月下旬頃

5 配布資料及びその配布方法

- (1) 配布資料
 - ア 令和7年度高松市市営住宅使用料等収納業務プロポーザル実施要領
 - イ 仕様書
 - ウ 提出書類様式
 - (ア) 参加表明書（様式第1号）
 - (イ) 辞退届（様式第2号）
 - (ウ) 提案書（様式第3号から様式第7号）
 - (エ) 質問書（様式第8号）
 - (オ) 参考見積書（様式第9号）
 - (カ) 提案書の公開に係る意向申出書（様式第10号）

- (2) 配布期間
令和7年6月13日（金）から同年6月30日（月）午後5時まで

- (3) 配布方法
高松市ホームページ上からのダウンロードによる。

掲載 URL

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/jyutaku_up20250613.html

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる参加表明書及び添付書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 弁護士法第8条に規定する弁護士又は、同法第30条の2に規定する弁護士法人であることを証する写し

ウ 法務大臣による債権管理回収業に係る許可書の写し※

（参考：特別措置法第3条）

エ 法務大臣による兼業（集金代行業）承認書及び兼業承認申請書の写し※

（参考：特別措置法第12条ただし書）

オ 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

カ 法人の場合は、法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

個人の場合は、所得税、消費税、地方消費税及び住民税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

キ 過去3か年の決算報告書

※は弁護士又は弁護士法人以外の場合のみ提出すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）又は特定信書便により提出すること。

(4) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時まで

※持参の場合は高松市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までの受付とする。

※郵送又は特定信書便の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所都市整備局住宅建築部市営住宅課 管理第一係 （担当：小西・清水）

(6) 参加資格の通知

参加表明者の参加資格の有無については、令和7年7月4日（金）までにFAX又は郵送で通知する。

(7) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第2号）を持参又は郵送により令和7年7月14日（月）午後5時までに提出すること。（郵送の場合は必着とする）

なお、提出された参加表明書等は原則返還しないものとする。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第8号）に質問事項等を記載の上、FAX又は電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

高松市都市整備局住宅建築部市営住宅課 管理第一係（担当：小西・清水）

FAX：087-839-2547

メールアドレス：jyutaku@city.takamatsu.lg.jp

送信後は、速やかに電話にて受付確認を行うこと。

TEL：087-839-2541

メール件名は「高松市市営住宅使用料等収納業務に係る公募型プロポーザルに関する質問」とし、質問者の氏名を明記すること。

なお、電話、来訪など口頭による質問には応じないものとする。

(3) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

令和7年7月4日（金）午後5時までに、各質問者に対して、電子メールにて回答するとともに、質問者を特定できない形で、その内容を高松市ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申立ては、一切受け付けないほか、以下に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとする。

ア 質問者の明らかな誤読

イ 質問者の個人的な意見

ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの

オ 本提案公募に関係のないもの

カ 質問受付期間以外に提出されたもの

8 提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「提案者」という）は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 提案書（様式第3号から様式第7号）

(ア) 提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、「別添8 令和7年度高松市市営住宅使用料等収納業務提案公募選定基準」の審査項目に留意し、以下に掲げる内容で、企画提案を示すこと。

(イ) 書式等

- ・用紙サイズ：A4判、縦、横書き（一部、A3判片袖折りも可）
- ・文字サイズ：原則10.5ポイント以上

- ・刷色：不問
- ・使用言語、通貨及び単位：日本語及び日本国通貨を使用

(ウ) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(エ) 留意事項

- ・記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。
- ・容易に提案者が判別できないようにすること。
- ・「(ア) 提案内容」に記載項目全てについて、「提案書（様式第3号から様式第7号）」に記載の順序に従って、記載すること。
- ・記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性がある。
- ・提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。

イ 参考見積書

参考見積書は、配布資料の「参考見積書（様式第9号）」により作成すること。

なお、見積金額に替えて収納した金額の〇〇%と記入できる。

ウ 提案書の公開に係る意向申出書

提案書の内容を本市が情報公開することについての意向申出書（様式第10号）を提出すること。

(3) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）又は特定信書便により提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月14日（月）午後5時まで

※持参の場合は高松市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までの受付とする。

※郵送又は特定信書便の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所都市整備局住宅建築部市営住宅課 管理第一係 （担当：小西・清水）

9 選定及び結果の通知

(1) 選定

令和7年度高松市市営住宅使用料等収納業務提案公募選定基準に基づき、提出された提案内容について選定委員により審査・採点を行い、評価点がもっとも高い提案者を受託候補者とする。

なお、審査・採点は非公開とする。

(2) 結果の通知

選定結果については、文書により各提案者に通知する。

なお、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

(3) 次点繰上げ

契約交渉が不調のときは、審査結果が次点の者から順に繰り上げて契約締結の交渉を行う。

10 契約の締結

(1) 契約内容

提案時の仕様書の内容を逸脱しない範囲で、受託候補者と協議を行い、最終的な業務内容を整理した仕様書を作成した上で見積徴取を行い、契約を締結するものとする。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第24条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

(4) 委託料の支払い

委託料は完了払いとし、本業務の完了検収後、正当な請求に基づいて支払うものとする。

11 プロポーザルの中止等

本市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負わない。

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案者が「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき又は参加表明書及び提案書に虚偽の記載を行ったとき若しくは審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該者を失格とし、当該者による参加表明及び提案を無効とする。

(3) 提出書類について、本要領及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れがあった場合は、無効とすることがある。

(4) 受理した提出書類について、提出期限以降の差替え及び追加・削除は原則として認めない。

(5) 提出された書類等は返還しない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(6) 提出された参加表明書及び提案書は、提案者の許可なく、提案者の選定及び評価・審査以外には無断で使用しない。

(7) 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがある。また、その場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされる。

(8) 本プロポーザルは受託者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(9) 本プロポーザル実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、高松市都市整備局住宅建築部

市営住宅課が定める。

- (10) 提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。

1.3 周知事項等

(1) 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を次のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(もっと高松トップページ

(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

(2) 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する

る条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（３）適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

１４ 公募要領関係資料

令和７年度高松市市営住宅使用料等収納業務プロポーザル実施要領

別添１ 令和７年度高松市市営住宅使用料等収納業務委託仕様書

別添２ 参加表明書等（様式第１号）

別添３ 辞退届（様式第２号）

別添４ 提案書（様式第３号から様式第７号）

別添５ 質問書（様式第８号）

別添６ 参考見積書（様式第９号）

別添７ 提案書の公開に係る意向申出書（様式第１０号）

別添８ 令和７年度高松市市営住宅使用料等収納業務提案公募選定基準